

共有者不明農用地等に係る公示

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第22条の2第2項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第22条の3の規定により、岩手県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と併せて公示する。

令和6年9月11日

花巻市農業委員会会長 伊藤 富壽



記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番	地目	面積 (㎡)	設定しようとする権利の種類	内容	始期	存続期間	借賃	借賃の相手方	方法
北笹間7地割90-1	畑	1,328	賃貸借	畑	令和7年5月1日	10	10,624	高橋 拓海	口座振込

- 2 この公示は、1の共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。
- 3 当該共有者不明農用地等について、1及び農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。
- 4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。
 - (1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）
 - (2) 当該農用地等の所在、地番、地目、面積
 - (3) 当該申出の趣旨
- 5 不確知共有者がこの公示があった日から起算して2か月以内に異議を述べなかった場合には、法第22条の4の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。
- 6 当該農用地等については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。
 - (1) 機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものである。

農用地利用集積等促進計画案

第1-1 農地中間管理権の設定及び貸借権又は使用貸借による権利の設定関係（貸借・一括方式）

1 各筆明細

整理番号	区分			氏名又は名称		同意印		住所								
	農地中間管理機構に権利の設定をする者（甲）	農地中間管理機構（乙）	農地中間管理機構から権利の設定を受ける者（丙）	根子 ハツ	公益社団法人岩手県農業公社 理事長 佐々木 隆	高橋 拓海										
	権利の設定をする土地（A）			（乙）及び（丙）に設定する権利（B）				徴収及び支払方法（C）		権利の設定をする土地の（甲）以外の権原者（D）		備考 （公簿）				
所在： 花巻市			現況地目	面積 （㎡）	権利の 種類	内容 （利用目的）	期間（10年）		借賃（年額） （円）	（甲）への支払方法	（丙）からの徴収方法		住所	氏名又は 名称	権原の 種類	同意印
大字	字	地番					始期	終期								
	北笹間7地割 以下余白	90-1	畑	1,328.00	賃貸借	畑 として利用	令和7年6月1日	令和17年1月31日	10,624	令和7年から 令和16年まで 毎年12月20日までに 指定の口座に振り込む なお、共通事項(13)に 規定する手数料（借賃 年額の1%）は毎年の 借賃から引き去る	令和7年から 令和16年まで 毎年11月30日までに 公益社団法人岩手県 農業公社名義の口座 岩手県信用農業協同 組合連合会 本所 当座 No.0000286 に振り込む なお、共通事項(13)に 規定する手数料（借賃 年額の1%）は毎年の 借賃と併せて支払う	該当なし				
合計									10,624	借賃年額(円)① 10,624 手数料(円)② 106 手数料のうち消費税(円) 9 差引支払年額(円)①-② 10,518	借賃年額(円)① 10,624 手数料(円)② 106 手数料のうち消費税(円) 9 合計徴収年額(円)①+② 10,730					